

## 入札公告

下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定及び新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第3条の規定に基づき公告する。

なお、この入札に係る調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成29年 8月21日

新潟市長 篠田 昭

### 1. 調達内容

#### (1) 調達役務名及び数量

新潟市住民記録システムパッケージ及び端末機器等賃貸借及び保守業務 一式

#### (2) 調達役務の特質等

「新潟市住民記録システムパッケージ及び端末機器等賃貸借及び保守業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (3) 履行場所

新潟市市民生活部市民生活課が指定する場所

#### (4) 履行期間

平成30年1月1日から平成34年12月31日まで（60か月間）

なお、本件は、月額賃貸借金額を定めて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。

#### (5) 入札方法

契約初年度（月額×3か月）分の金額で入札に付する。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。よって、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を含まない金額の総価）を記載すること。

### 2. 入札に参加する者に必要な資格

本件の入札に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿（業務委託）に登載されている者。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）で規定する参加させることができない者、又は参加させないことができる者、のいずれにも該当しないこと。
- (3) 新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていないこと。また、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表 2 の 10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (4) 「会社更生法」(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (5) 「民事再生法」(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (6) 当該業務に関し、仕様書に記載の要件等を全て満たしていることを証明できる者であること。なお、保守業務を他の者に委託（再委託）する予定がある場合は、再委託予定範囲を含めて証明できること。

### 3. 担当部署

部署名：新潟市役所 市民生活部 市民生活課

郵便番号：951-8550

所在地：新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1 新潟市役所分館 1 階

電話番号：025-226-1013（直通）

F A X：025-228-2219

e-mail：[shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp](mailto:shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp)

### 4. 入札参加申請手続き

#### (1) 入札説明書等の公開日及び入手方法

本公告の日から新潟市財務部契約課ホームページでダウンロードすること。

<http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/>

#### (2) 入札参加申請書等の提出期限、場所及び提出方法

平成 29 年 9 月 13 日(水曜)午後 5 時までに、前述 3「担当部署」に持参又は郵送(書留に限る)にて提出すること。

#### (3) 調達に関する質疑書の提出期限、場所及び提出方法

平成 29 年 9 月 5 日(火曜)午後 5 時までに、前述 3「担当部署」に e-mail により提出すること。

### 5. 入札及び開札

#### (1) 入札・開札日時

平成 29 年 10 月 3 日(火曜) 午後 3 時開始

## (2) 入札・開札の場所

新潟市役所 分館 4 階 入札室（前述 3「担当部署」と同住所）

## (3) 持参による入札書の提出方法

前述(1)・(2)で指定する日時・場所に持参すること。

## (4) 郵送による入札書の提出方法

平成29年10月2日（月曜）午後5時までに、前述3「担当部署」へ必着とすること。  
ただし、書留郵便に限る。

## 6. その他

### (1) 入札等の手続き並びに契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

### (2) 入札保証金

新潟市契約規則第 9 条及び第 10 条の規定による。

### (3) 契約保証金

新潟市契約規則第 33 条及び第 34 条の規定による。

なお、契約保証金の額は、契約金額を 1 年間当たりの額に換算した金額の 100 分の 10 以上」の金額とする。

### (4) 入札の無効

次に該当する入札は、これを無効とする。

ア 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。

イ 入札書等の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。

ウ 入札者が 2 以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札。

エ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する不正の行為によった入札。

オ 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。

カ 再度入札において、初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。

キ 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。

ク その他入札に関する条件に違反した入札。

ケ 入札書記載の金額を加除訂正した入札。

コ 前述のエまたはオに該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

### (5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書等を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格

をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札を決定する。

ウ 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

(6) 契約書作成の要否  
要

(7) 契約の停止等

本件の調達に関する契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) 競争入札参加資格の決定を受けていない者の参加

競争入札参加資格の決定を受けていない者が競争に参加するためには、平成29年9月6日までに新潟市財務部契約課に「入札参加資格審査申請書」を提出し、入札参加資格の認定を受けなければならない。

(9) その他

詳細は入札説明書に定める。

## 7. Summary

(1) Type of services to be purchased:

a) Lease of hardware and software for a Niigata City Resident Registration Management System

b) Maintenance of the above mentioned equipment.

(2) Performance period:

From January 1, 2018 to December 31, 2022.

(3) Deadline for the submission of bidding registration forms and relevant documents:

5:00 PM on September 13, 2017.

(4) Date, time and place for the opening of bids and tenders:

The meeting for the opening of bids and tenders will begin promptly at 3:00 PM on October 3, 2017 at the bidding room, Niigata City Office (Annex).

(Tenders submitted by mail must be received by 5:00 PM on October 2, 2017.)

(5) Contact:

Residential Affairs Division, Public Affairs and Services Department, City of Niigata

1-602-1 Gakkocho-dori, Chuo-ku, Niigata City 951-8550, JAPAN

Phone: +81-25-226-1013

E-Mail : [shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp](mailto:shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp)

(6) Note:

All procedures will be conducted in Japanese language and in Japanese yen only.